

世田谷区人と動物との調和のとれた 共生推進プラン

平成 17 年 7 月

世田谷区

- 目次 -

第1章 プランの策定	…… 3
1 プラン策定の趣旨	…… 3
2 目的	…… 3
3 性格	…… 3
第2章 共生推進の基本的視点	…… 4
1 すべての者の取組み	…… 4
2 飼い主責務の徹底	…… 4
3 区民、動物ボランティア、公共的団体等との連携と協働の推進	…… 4
第3章 世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン	…… 5
第4章 施策の取組み	…… 7
1 動物に対する理解の促進	…… 9
(1) 動物との共生の普及啓発	…… 9
(2) 飼い主のいない猫との共生推進活動の普及	…… 10
(3) 動物虐待防止の啓発	…… 10

2 適正飼育の推進	……11
(1) 飼い主マナー向上の推進	……11
(2) 飼育動物等の身元表示の推進	……11
(3) 適正な飼育数の管理及び、動物遺棄防止の普及啓発	……12
(4) 狂犬病予防の推進	……12
3 保育園、幼稚園、小学校等における啓発	……13
(1) 子どもの豊かな情操の育成	……13
(2) 動物飼育施設の適正管理	……14
4 災害時対応の整備	……15
(1) 災害への備えの普及啓発	……15
(2) 動物救援体制の整備	……15
5 普及啓発媒体の効果的・効率的活用	……16
(1) 区民への情報提供の充実	……16
6 人材・団体等の育成	……17
(1) ボランティア活動の支援・協力	……17
7 区と公共的団体等との連携と協力	……18
(1) 専門知識の活用と情報の共有化	……18
(2) 効果的・効率的な施策の展開	……18

世田谷区人と動物との調和のとれた共生に関する条例	……19
---------------------------------	------

関連法令	……21
-------------	------

動物の愛護及び管理に関する法律	……21
-----------------	------

東京都動物の愛護及び管理に関する条例	……26
--------------------	------

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準	……36
--------------------	------

狂犬病予防法	……39
--------	------

化製場等に関する法律(抄)	……44
---------------	------

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)	……45
-------------------------------	------

第1章 プランの策定

1 プラン策定の趣旨

現在、区民のライフスタイルの多様化などに伴い、動物に関する問題も多様化が進行しています。

人と動物との共通感染症や動物による生活被害への対策、また、補助犬やアニマルセラピーの社会への浸透、動物虐待など、単に飼い主とペット動物との間における関係とは異なる課題が生じています。

そこで、区は、区民を取り巻く動物に関わる様々な課題に対応するために、自然が残る住宅都市世田谷区の特性を踏まえ、区民、行政間で動物との共生に関する理念を共有するとともに、区民の理解と協力のもとで、地域特性に配慮した取組みが行えるよう、『世田谷区人と動物との調和のとれた共生に関する条例』を平成16年4月1日に施行しました。

そして、区は、人と動物との調和のとれた共生社会を推進し、健康で豊かな地域社会を実現するため、『世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン』を策定しました。

今後、区は、このプランを21世紀にふさわしい人と動物との調和の取れた共生推進のための総合基本プランと位置付け、区の状況に即した施策展開を図るため、このプランに沿って、区民、動物ボランティア、公共的団体等、国、東京都及び他区市町村との協働体制を構築し、連携を十分に図りながら、様々な課題に取り組みます。

2 目的

区は、区民、動物ボランティア及び公共的団体等との連携と協力のもとに、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を図ります。

3 性格

このプランは、『世田谷区人と動物との調和のとれた共生に関する条例』第3条に基づき、区が策定する推進プランであり、共生の推進に取り組む区民、動物ボランティア及び公共的団体等の共通指針としての性格を持ちます。

第2章 共生推進の基本的視点

1 すべての者の取組み

区は、すべての者が、動物に対する正しい知識と理解を持ち、それぞれの立場から動物との共生のあり方を考え実現することができるよう、的確な情報を提供していきます。

2 飼い主責務の徹底

区は、飼育動物への理解を深め、周辺住民への十分な配慮の下に飼育するよう、飼い主に対し適正飼育する責務の自覚を促します。

3 区民、動物ボランティア、公共的団体等との連携と協働の推進

区は、地域における共生推進を図るために、動物の飼い主だけでなく、区民、動物ボランティア及び公共的団体等との連携と協働を進めます。

第3章 世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン

1 動物に対する理解の促進

区は、動物に対する理解を促進し、動物との共生の普及啓発を充実していきます。

また、動物由来感染症についての正しい知識の普及啓発を実施し、誤った情報による無用な混乱が生じないようにします。

2 適正飼育の推進

区は、動物の飼い主が、動物を飼育する者としての責任を自覚し、周辺住民への十分な配慮の下に動物を適正に飼育するよう、飼い主マナーの向上、動物の身元表示及び不妊・去勢手術等について啓発を実施します。

また、犬の登録、狂犬病予防注射の接種及び鑑札・済票の装着並びに咬傷事故発生時の飼い主の届出や狂犬病検診義務等の狂犬病予防を推進します。

3 保育園、幼稚園、小学校等における啓発

区は、動物愛護及び動物飼育施設の適正管理について、児童・生徒、保護者及び飼育担当教職員向けに講習会を行うなど、学校等での動物飼育を支援し、子どもの豊かな情操の育成を推進します。

また、動物由来感染症の講習会を通して、正しい知識の普及と情報提供を行います。

4 災害時対応の整備

区は、地域、動物ボランティア、地区獣医師会や他の公共的団体等、国、東京都、他区市町村、警察及び消防と調整・連携し災害時対応の整備を行うとともに、飼い主に対して、災害時の備えについて普及啓発を実施していきます。

5 普及啓発媒体の効果的・効率的活用

区は、ホームページの充実や掲示板等の積極的な活用により、効果的・効率的に普及啓発を行うとともに、区民及び関係所管との情報の共有化を図ります。

6 人材・団体等の育成

区は、地域における動物ボランティア等の活動を支援し、協力していくとともに、各種講習会や勉強会を通して動物ボランティア等に活動報告等の場を提供し、具体的な施策を展開していくうえでのパートナーを育成します。

7 区と公共的団体等との連携と協力

区は、地区獣医師会や他の公共的団体等と連携・協力し、より効果的に具体的な施策を展開していきます。

第4章 施策の取組み

1 動物に対する理解の促進

- (1) 動物との共生の普及啓発
- (2) 飼い主のいない猫との共生推進活動の普及
- (3) 動物虐待防止の啓発

2 適正飼育の推進

- (1) 飼い主マナー向上の推進
- (2) 飼育動物等の身元表示の推進
- (3) 適正な飼育数の管理及び動物遺棄防止の普及啓発
- (4) 狂犬病予防の推進

3 保育園、幼稚園、小学校等における啓発

- (1) 子どもの豊かな情操の育成
- (2) 動物飼育施設の適正管理

4 災害時対応の整備

- (1) 災害への備えの普及啓発
- (2) 動物救援体制の整備

5 普及啓発媒体の効果的・効率的活用

- (1) 区民への情報提供の充実

6 人材・団体等の育成

- (1) ボランティア活動の支援・協力

7 区と公共的団体等との連携と協力

- (1) 専門知識の活用と情報の共有化
- (2) 効果的・効率的な施策の展開

1 動物に対する理解の促進

区は、動物に対する理解を促進し、動物との共生の普及啓発を充実していきます。
また、動物由来感染症についての正しい知識の普及啓発を実施し、誤った情報による無用な混乱が生じないようにします。

1 - (1)

施策名	動物との共生の普及啓発
実施所管	健康推進課 生活保健課
関係所管	各総合支所区民課 すぐやる課 各総合支所土木課 環境保全課 街づくり推進課
施策内容	<p>動物飼育者のみならず、広く区民全体に動物に対する理解を促進する講習会を開催するとともに、自主的な取組み等を支援し、動物との共生の推進及び安易な動物飼育の防止の普及啓発を実施する。</p> <p>カラスやドバト等の野生鳥獣の生態、習性及び生理に関する正しい知識の普及啓発を実施する。</p> <p>動物由来感染症についての講習会を開催するとともに、自主的な取組み等を支援し、正しい知識と予防の普及啓発を実施する。</p>

1 - (2)

施策名	飼い主のいない猫との共生推進活動の普及
実施所管	生活保健課
関係所管	各総合支所区民課 すぐやる課 各総合支所土木課 街づくり推進課 住宅課
施策内容	<p>飼い主のいない猫との共生の考え方の普及啓発を実施する。</p> <p>飼い主のいない猫が、これ以上増えなくする活動を、地域住民や動物ボランティア及び地区獣医師会等と協働して取り組む仕組みを構築していく。</p>

1 - (3)

施策名	動物虐待防止の啓発
実施所管	生活保健課
関係所管	各総合支所区民課 すぐやる課 各総合支所土木課 環境保全課 街づくり推進課
施策内容	<p>動物愛護精神の普及啓発を実施する。</p> <p>動物の生態、習性及び生理に関する知識の普及啓発を実施する。</p>

2 適正飼育の推進

区は、動物の飼い主が、動物を飼育する者としての責任を自覚し、周辺住民への十分な配慮の下に動物を適正に飼育するよう、飼い主マナーの向上、動物の身元表示及び不妊・去勢手術等について啓発を実施します。

また、犬の登録、狂犬病予防注射の接種及び鑑札・済票の装着並びに咬傷事故発生時の飼い主の届出や狂犬病検診義務等の狂犬病予防を推進します。

2 - (1)

施策名	飼い主マナー向上の推進
実施所管	生活保健課
関係所管	各総合支所土木課 環境保全課 街づくり推進課 住宅課
施策内容	<p>犬のしつけ方教室等の適正飼育に向けた活動を、地域住民や動物ボランティア及び地区獣医師会等と協働して取り組む。</p> <p>密集する住宅地や集合住宅、公園等で、近隣に迷惑をかけずに動物を飼育していくための知識取得を目的とする講習会を開催するとともに、自主的な取組み等を支援する。</p>

2 - (2)

施策名	飼育動物等の身元表示の推進
実施所管	生活保健課
関係所管	
施策内容	<p>飼育動物等の身元の表示を行うように、普及啓発を実施する。</p>

2 - (3)

施策名	適正な飼育数の管理及び動物遺棄防止の普及啓発
実施所管	生活保健課
関係所管	環境保全課
<p>施策内容</p> <p>終生飼育の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないような適切な管理が可能となる数での飼育及び動物遺棄防止の普及啓発を実施する。</p> <p>家庭動物等について、その不要な繁殖を減らすための活動を推進するとともに、自主的な取組み等を支援する。</p>	

2 - (4)

施策名	狂犬病予防の推進
実施所管	生活保健課
関係所管	
<p>施策内容</p> <p>犬の登録、狂犬病予防注射の接種等の予防対策を推進する。</p> <p>広報紙、ポスター、チラシ等により狂犬病予防の普及啓発を実施する。</p>	

3 保育園、幼稚園、小学校等における啓発

区は、動物愛護及び動物飼育施設の適正管理について、児童・生徒、保護者及び飼育担当教職員向けに講習会を行うなど、学校等での動物飼育を支援し、子どもの豊かな情操の育成を推進します。

また、動物由来感染症の講習会を通して、正しい知識の普及と情報提供を行います。

3 - (1)

施策名	子どもの豊かな情操の育成
実施所管	子ども家庭支援課 児童課 保育課 生活保健課 学務課 教育指導課
関係所管	
施策内容	次世代を担う子どもたちに動物愛護を学ぶ場を提供する。 教育委員会等と連携し、動物とのふれあい教育に取り組む。 地区獣医師会等の専門知識を活用する。

3 - (2)

施策名	動物飼育施設の適正管理
実施所管	子ども家庭支援課 保育課 健康企画課 健康推進課 生活保健課 学務課 保健給食課 教育指導課
関係所管	
施策内容	<p>小動物を飼育している保育園、幼稚園、小学校等において、小動物の飼育指導等を行う。</p> <p>飼育施設の衛生管理を徹底し、動物由来感染症の予防に努める。</p> <p>飼育日誌を作成する等、飼育動物の個体管理の徹底を図る。</p> <p>獣医師と学校等との連携強化を図る。</p> <p>動物由来感染症についての講習会を実施する。</p>

4 災害時対応の整備

区は、地域、動物ボランティア、地区獣医師会や他の公共的団体等、国、東京都、他区市町村、警察及び消防と調整・連携し災害時対応の整備を行うとともに、飼い主に対して、災害時の備えについて普及啓発を実施していきます。

4 - (1)

施策名	災害への備えの普及啓発
実施所管	健康企画課 生活保健課
関係所管	各総合支所地域振興課 各総合支所土木課 危機・災害対策課 保育課 街づくり推進課 学務課
施策内容	<p>災害発生時には、飼育動物も多大な被害を受けることから、動物の飼い主に対して、平常時からの飼育動物のしつけや身元の表示、餌・水などの常備等について普及啓発を実施する。</p> <p>災害発生時を想定した飼育動物の同行避難を含めた対応について、地域及び関係団体、関係所管との連携強化を図る。</p>

4 - (2)

施策名	動物救援体制の整備
実施所管	健康企画課 生活保健課
関係所管	各総合支所地域振興課 各総合支所土木課 危機・災害対策課 保育課 街づくり推進課 学務課
施策内容	<p>東京都等と連携して動物救援センターの設置や災害対策物品の備蓄等を検討し、動物救援体制を整備する。</p> <p>既に地区獣医師会とは災害時協定を締結しているが、他の関係団体とも様々な形で災害時における協力体制の強化を図る。</p>

5 普及啓発媒体の効果的・効率的活用

区は、ホームページの充実や掲示板等の積極的な活用により、効果的・効率的に普及啓発を行うとともに、区民及び関係所管との情報の共有化を図ります。

5 - (1)

施策名	区民への情報提供の充実
実施所管	健康企画課 生活保健課
関係所管	各総合支所区民課 子ども家庭支援課 児童課 保育課 学務課
施策内容	<p>区の広報媒体に掲載する情報の充実を図り、積極的に提供する。</p> <p>地域のコミュニティ誌・情報誌等や回覧板、掲示板といった地域に根ざした情報伝達手段に対して、動物適正飼育に関する話題や情報を積極的に提供する。</p> <p>教育委員会等と連携し、小中学校 PTA 等の広報媒体に情報を提供する。</p>

6 人材・団体等の育成

区は、地域における動物ボランティア等の活動を支援し、協力していくとともに、各種講習会や勉強会を通して、動物ボランティア等の活動報告等の場を提供し、具体的な施策を展開していくうえでのパートナーを育成します。

6 - (1)

施策名	ボランティア活動の支援・協力
実施所管	生活保健課
関係所管	
施策内容	<p>犬のしつけ方教室や飼い主のマナー向上を推進する活動、飼い主のいない猫を増やさない活動等を支援・協力する。</p> <p>ボランティア活動の報告会等、活動者間の情報交換の場を設ける。</p> <p>動物ボランティア等との勉強会を実施し、人と動物との調和のとれた共生を目指すうえでの課題を共有し、具体的な施策をより効果的に進めていくためのパートナーを育成する。</p>

7 区と公共的団体等との連携と協力

区は、地区獣医師会や他の公共的団体等と連携・協力し、より効果的に具体的な施策を展開して行きます。

7 - (1)

施策名	専門知識の活用と情報の共有化
実施所管	健康企画課 生活保健課
関係所管	
施策内容	
<p>人と動物との調和のとれた共生社会の推進、動物由来感染症の予防対策や発生時対応の整備及び公衆衛生の確保等において、公共的団体等との役割分担及び連携・協力の強化を図っていく。</p> <p>公共的団体等の専門知識を活用し、事業の企画や区民へ適切な情報提供が出来る仕組み作りを行う。</p>	

7 - (2)

施策名	効果的・効率的な施策の展開
実施所管	健康企画課 生活保健課
関係所管	
施策内容	
<p>条例施策を効果的・効率的に実施するために、公共的団体等と協働して区民の自主的活動を促進する。</p>	

世田谷区人と動物との調和のとれた共生に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、区における人と動物との調和のとれた共生社会の推進(以下「共生社会の推進」という。)について、基本となる理念を定め、区の責務を明らかにするとともに、共生社会の推進のために必要な区民等の理解と協力等について定めることにより、共生社会の推進を図るための基本的かつ総合的な施策を推進し、もって区民の健康で豊かな生活環境の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 共生社会の推進は、動物が命あるものであり、みだりに排除してはならないものであるとともに、動物が人の生活環境内に存在しているという認識の下に行われなければならない。

2 共生社会の推進は、人と動物とのかかわりから生ずる諸問題の多くが人の生活様式による何らかの影響を受けているものであることから、人が自らの問題としてこれらの諸問題の発生についての予防その他の方策が必要であるという認識の下に行われなければならない。

3 共生社会の推進は、動物の本能、習性、生理及び疾病並びに人と動物との共通感染症についての正しい知識の普及並びに公衆衛生の確保のための方策が必要であるという認識の下に行われなければならない。

4 共生社会の推進は、子どもの豊かな情操を育てることに資するものであるという認識の下に行われなければならない。

5 共生社会の推進は、すべての者の取組により行われなければならない。

(区の責務)

第3条 区は、共生社会の推進を図るための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 区は、前項の施策の策定に当たっては、区民等の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

(施策の基本方針)

第4条 前条第1項の施策の基本方針は、次に掲げる事項とする。

- (1) 共生社会の推進の意識の啓発
- (2) 愛護精神の普及と適正な飼養の意識の啓発
- (3) 環境保全の推進
- (4) 公衆衛生の推進
- (5) 共生社会の推進に関する区民等の地域活動への支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、共生社会の推進に関する重要事項

(区民等の理解と協力等)

第5条 区民等は、共生社会の推進について理解を深め、区の施策に協力して、共生社会の推進に努めるものとする。

2 動物を飼養する区民等は、動物を飼養する者としての責任を自覚し、周辺住民への十分な配慮の下に、動物を適正に飼養するよう努めるものとする。

(区民等との協働)

第6条 区は、共生社会の推進に当たっては、区民等と協働するよう努めなければならない。

(国等との連携等)

第7条 区は、共生社会の推進を図るための施策を効果的に実施するため、国、東京都その他の地方公共団体及び公共的団体(以下「国等」という。)と連携を図るよう努めるものとする。

2 区長は、共生社会の推進のため、必要があると認めるときは、国等に対し、共生社会の推進について協力を要請するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

関連法令

動物の愛護及び管理に関する法律

昭和48年10月1日
法律第105号

最終改正 平成11年12月22日法律第221号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵(かん)養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

(普及啓発)

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

(動物愛護週間)

第四条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

第二章 動物の適正な飼養及び保管

第一節 総則

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第五条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持つように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(動物販売業者の責務)

第六条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

(地方公共団体の措置)

第七条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必

要な措置を講ずることができる。

第二節 動物取扱業の規制

(動物取扱業の届出)

第八条 動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節及び次節において同じ。)の飼養又は保管のための施設(以下「飼養施設」という。)を設置して動物取扱業(動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者は、飼養施設を設置する事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあつては、その長とする。以下この節並びに第十五条第一項及び第二項において同じ。)に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 飼養施設を設置する事業所の名称及び所在地

三 主として取り扱う動物の種類及び数

四 飼養施設の構造及び規模

五 飼養施設の管理の方法

六 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、飼養施設の配置図及び付近の見取図その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

(変更の届出)

第九条 前条第一項の規定による届出をした者(以下「動物取扱業者」という。)は、同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 動物取扱業者は、前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(承継)

第十条 動物取扱業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該動物取扱業者の地位を承継する。

2 前項の規定により動物取扱業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(基準遵守義務)

第十一条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するために飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(勧告及び命令)

第十二条 都道府県知事は、動物取扱業者が前条第一項又は第二項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第十三条 都道府県知事は、第八条から前条までの規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の飼養施設を設置する事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることが

できる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(条例による措置)

第十四条 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するため、必要があると認めるときは、飼養施設を設置して動物取扱業を営む者(動物取扱業を営もうとする者を含む。)に対して、この節に規定する措置に代えて、動物の飼養及び保管に関し、条例で、特別の規制措置を定めることができる。

第三節 周辺の生活環境の保全に係る措置

第十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、前二項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

第四節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

第十六条 地方公共団体は、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、条例で定めるところにより、動物の所有者又は占有者が動物の飼養又は保管に関し遵守すべき事項を定め、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物の飼養について許可を必要とする等により制限し、当該動物の所有者又は占有者その他関係者に対し、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるべきことを命じ、必要があると認めるときは、その職員に、当該動物の所有者又は占有者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、当該動物の飼養状況を調査させる等動物の飼養及び保管に関し必要な措置を講ずることができる。

第五節 動物愛護担当職員

第十七条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、第十三条第一項の規定による立入検査又は前条の規定に基づく条例の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員(次項において「動物愛護担当職員」という。)を置くことができる。

- 2 動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

第三章 都道府県等の措置等

(犬及びねこの引取り)

第十八条 都道府県等(都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)その他政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等(都道府県等の長をいう。以下同じ。)は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

- 2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。
- 3 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。)に対し、第一項(前項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。)の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
- 4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。
- 5 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
- 6 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第十九条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第五項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(犬及びねこの繁殖制限)

第二十条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第十八条第一項の規定による犬又はねこの引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(動物愛護推進員)

第二十一条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

(協議会)

第二十二条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第四章 雑則

(動物を殺す場合の方法)

第二十三条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置)

第二十四条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥つている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

3 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

(経過措置)

第二十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(審議会の意見の聴取)

第二十六条 環境大臣は、第五条第四項、第十一条第一項若しくは第二十四条第三項の基準の設定、第十五条第一項の事態の設定又は第十八条第五項(第十九条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第二十三条第二項の

定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かななければならない。これらの基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第五章 罰則

第二十七条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌(じ)又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行つた者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、三十万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳(ほ)類、鳥類又は爬(は)虫類に属するもの

第二十八条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第十五条第二項の規定による命令に違反した者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十一条 第九条第二項又は第十条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例

昭和54年10月27日
東京都条例 第81号

最終改正 平成15年3月14日東京都条例第52号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、都民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もつて人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 動物 人の飼養(保管を含む。以下同じ。)する動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。
- 二 特定動物 ライオン、わし、わにその他の危険な動物で、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。
- 三 飼い主 動物の所有者(所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。)をいう。
- 四 動物取扱業 次に掲げる行為を業として行う目的で、施設を設置して動物を飼養することをいう。ただし、国又は地方公共団体が飼養する場合を除く。
 - イ 動物の販売
 - ロ 動物の貸出し
 - ハ 動物の一時預かり
 - ニ 動物の訓練又は調教
 - ホ 動物の輸出又は輸入
 - ヘ 動物の美容又は装飾
 - ト その他規則で定める行為
- 五 施設 動物を飼養するための工作物その他規則で定める物をいう。

(都の責務)

第三条 都は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号。以下「法」という。)及びこの条例の目的を達成するため、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた基本的かつ総合的な施策を策定し、都民と協力して、実施するよう努めるものとする。

(区市町村の協力)

第四条 知事は、法及びこの条例の目的を達成するため、特別区及び市町村に対し、必要な協力を求めることができる。

(都民の責務)

第五条 都民は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、動物の愛護に努めるとともに、都が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主等の責務)

第六条 飼い主は、動物の本能、習性等を理解するとともに、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、動物を適正に飼養するよう努めなければならない。

- 2 飼い主は、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心がけ、もつて人と動物が共生できる環境づくりに努めなければならない。
- 3 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、動物を終生飼養するよう努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、動物を終生にわたり飼養することが困難となつた場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めな

なければならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第六条の二 飼い主になろうとする者は、動物の本能、習性等を理解し、飼養の目的、環境等に適した動物を選ぶよう努めなければならない。

第二章 動物の適正な飼養等

(動物飼養の遵守事項)

第七条 飼い主は、動物を適正に飼養するため、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 適正にえさ及び水を与えること。
- 二 人と動物との共通感染症に関する正しい知識を持ち、感染の予防に注意を払うこと。
- 三 動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合には、必要な措置を講ずること。
- 四 適正に飼養できる施設を設けること。
- 五 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にすること。
- 六 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。
- 七 異常な鳴き声、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- 八 逸走した場合は、自ら捜索し、収容すること。

(ねこの飼い主等の遵守事項)

第八条 ねこの飼い主は、他人に迷惑をかけないように飼養するよう努めなければならない。

2 ねこの所有者は、ねこを屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、感染症を予防し、及びみだりに繁殖することを防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(犬の飼い主の遵守事項)

第九条 犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 犬を逸走させないため、犬をさく、おりその他の囲いの中で飼養し、又は人の生命若しくは身体に危害を加えるおそれのない場所において、固定した物に綱若しくは鎖で確実につないで飼養すること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 警察犬、盲導犬等をその目的のために使用する場合
 - ロ 犬を制御できる者が、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場所並びに方法で犬を訓練する場合
 - ハ 犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実に保持して、移動させ、又は運動させる場合
 - ニ その他逸走又は人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場合で、規則で定めるとき。
- 二 犬をその種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。
- 三 犬に適切なしつけを施すこと。
- 四 犬を飼養している旨の標識を、施設等のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に掲示しておくこと。

(特定動物等の飼い主の遵守事項)

第十条 特定動物、人の生命若しくは身体に危害を加えたことのある犬又は人に感染するおそれのある有害な病原体に汚染されている動物(以下「特定動物等」という。)の飼い主は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 特定動物等の行動に常に注意を払うとともに、定期的に施設等を点検すること。
- 二 地震、火災等の非常災害時における特定動物等を逸走させないための対策を講じておくこと。

第三章 動物取扱業の規制

(動物取扱業の登録)

第十一条 動物取扱業を営もうとする者は、施設を設置する事業所ごとに、あらかじめ、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名

- 二 施設を設置する事業所の名称
 - 三 施設を設置する事業所の所在地
 - 四 営業の種類
 - 五 主として取り扱う動物の種類及び標準的な取扱数
 - 六 施設の構造及び規模
 - 七 第十九条に基づき設置する動物取扱主任者の氏名及び動物取扱主任者登録番号
 - 八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前項の申請書には、施設の配置図及び付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。
(登録事項及び動物取扱業登録証の交付等)
- 第十二条 知事は、前条第一項の登録の申請があつたときは、同条第二項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を登録する。
- 2 知事は、前項の登録を行ったときは、次に掲げる事項を記載した動物取扱業登録証を、登録を受けた者(以下「動物取扱業者」という。)に交付しなければならない。
- 一 動物取扱業者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名
 - 二 施設を設置する事業所の名称
 - 三 施設を設置する事業所の所在地
 - 四 登録年月日
 - 五 登録番号
- 3 動物取扱業者は、前項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、動物取扱業登録証の書換えを知事に申請しなければならない。
- 4 動物取扱業者は、動物取扱業登録証を破り、汚し、又は失つたときは、動物取扱業登録証の再交付を知事に申請しなければならない。
- 5 動物取扱業者は、前項の規定により動物取扱業登録証を再交付された後、失つた動物取扱業登録証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。
(動物取扱業登録証の掲示)
- 第十三条 動物取扱業者は、前条第二項の動物取扱業登録証を、事業所の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。
(変更及び廃止)
- 第十四条 動物取扱業者は、第十一条第二項第四号から第八号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 動物取扱業者は、登録に係る施設の使用を廃止したときは、動物取扱業登録証を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。
(抹消)
- 第十五条 知事は、前条第二項の規定による廃止の届出があつたときは、第十二条第一項の登録を抹消するものとする。
(承継)
- 第十六条 動物取扱業者について相続、合併又は分割(当該動物取扱業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該動物取扱業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該動物取扱業を承継した法人は、当該動物取扱業者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により動物取扱業者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
(基準遵守義務)
- 第十七条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全の保持、動物による危害防止並びに施設周辺の良好な生活環境の維持のため、施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等に関し規則で定める基準を遵守しなければならない。

(動物取扱業者の責務)

第十八条 動物取扱業者は、営業を行う上において、その相手方である購入者、借受人、飼主等に対し、当該動物の適正な飼養の方法について必要な説明を行い、理解させるよう努めなければならない。

(動物取扱主任者の設置及び役割)

第十九条 動物取扱業者は、適正に動物の管理をさせるため、その施設ごとに専任の動物取扱主任者を置かなければならない。ただし、動物取扱業者が自ら動物取扱主任者となつて管理する施設は、この限りでない。

- 2 動物取扱業者は、動物取扱主任者の氏名を事業所の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。
- 3 動物取扱主任者は、当該動物取扱業においてこの条例又はこの条例の規定に基づく命令若しくは処分の違反が行われぬように動物又は施設の管理にかかわる者を監督しなければならない。
- 4 動物取扱主任者は、動物及び施設の管理に関しての不備又は不適事項を発見した場合は、動物取扱業者に対して改善を進言しなければならない。
- 5 動物取扱業者は、動物取扱主任者の動物及び施設の管理に関しての進言に対して速やかに対処し、改善するよう努めなければならない。
- 6 動物取扱主任者は、適正に動物を飼養するための知識の習得に努めなければならない。

(動物取扱主任者の資格)

第二十条 都の主催する動物取扱主任者講習会の課程を修了した者又はこれに準ずる者として規則で定める者であつて、次の各号のいずれにも該当しない者は、動物取扱主任者となることができる。

- 一 成年被後見人
- 二 満十八歳に満たない者

(動物取扱主任者証の交付)

第二十一条 動物取扱主任者になろうとする者は、知事から動物取扱主任者証の交付を受けなければならない。

- 2 前項の動物取扱主任者証の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名及び住所
 - 二 生年月日
 - 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 知事は、前項の申請があつたときは、同項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を登録する。
- 4 知事は、前項の登録を行つたときは、次の各号に掲げる事項を記載した動物取扱主任者証を動物取扱主任者に交付しなければならない。
 - 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 登録年月日
 - 四 登録番号
- 5 動物取扱主任者は、動物取扱主任者証の記載事項に変更があつたときは、動物取扱主任者証の書換えを知事に申請しなければならない。
- 6 動物取扱主任者は、動物取扱主任者証を破り、汚し、又は失つたときは、動物取扱主任者証の再交付を知事に申請しなければならない。
- 7 動物取扱主任者は、前項の規定により動物取扱主任者証を再交付された後、失つた動物取扱主任者証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。
- 8 第三項の規定による登録をした者は、住所その他規則で定める事項を変更したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(動物取扱主任者証の返納)

第二十二条 動物取扱主任者が死亡し、又は失踪(そう)の宣告を受けたときは、その親族又は同居者は、速やかに動物取扱主任者証を知事に返納しなければならない。

(適正飼養講習会の開催等)

第二十三条 知事は、動物取扱主任者の資質の向上のため、適正飼養講習会の開催その他必要な措置を講じなければならない。

(勧告、命令及び氏名等の公表)

第二十四条 知事は、動物取扱業者が第十七条の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、施設の構造及びその取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

第四章 特定動物の飼養

(特定動物の飼養許可)

第二十五条 特定動物を飼養しようとする者は、あらかじめ、その種類ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が設置し、及び管理する施設内で飼養する場合

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学が設置し、及び管理する施設内で試験又は研究のために飼養する場合

三 医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第四条の二第一項に規定する特定機能病院が設置し、及び管理する施設内で試験又は研究のために飼養する場合

四 獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設内で診療のために飼養する場合

五 搬送のために都内を通過する場合

六 前各号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 飼養の目的

三 動物の種類及び数

四 施設の所在地及び設置場所

五 施設の規模及び構造

六 飼養の作業に従事する者に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、施設の所在地付近の見取図、施設の構造及び規模を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の許可をするに当たっては、特定動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するために必要な限度において、一年を下らない有効期間その他の条件を付することができる。

(変更の許可及び届出)

第二十六条 前条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするとき(第三号にあつては、数を増加しようとするときに限る。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の許可について準用する。

3 前条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第一号、第二号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、その日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前条第一項又は第一項の許可を受けた者(以下「特定動物を飼養する者」という。)は、特定動物の飼養をやめたときは、その日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可の要件)

第二十七条 知事は、第二十五条第一項又は前条第一項の許可を受けようとする者が、次の各号に掲げる要件に適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。

- 一 特定動物を適正に飼養するための施設で、規則で定める基準に適合するものを有すること。
- 二 次のイからニまでに掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - イ 成年被後見人
 - ロ 満十八歳に満たない者
 - ハ 第三十条第三号の規定により許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者
 - ニ 旅行による長期間不在等のため、特定動物を適正に飼養することができないと明らかに認められる者
- 三 自ら飼養の作業に従事しない場合は、前号イからニまでに掲げる事項のいずれにも該当しない者をして飼養の作業に従事させるものであること。

(特定動物の施設内飼養)

第二十八条 特定動物を飼養する者は、特定動物を当該許可に係る施設内で飼養し、その外へ出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない方法で取り扱うときは、この限りでない。

- 一 特定動物の取扱いに熟練した者の管理の下で、興行、展示、映画製作その他規則で定めるものに使用する場合
- 二 特定動物の取扱いに熟練した者の管理の下で、規則で定める基準に適合する施設により、搬送する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

(標識)

第二十九条 特定動物を飼養する者は、特定動物を飼養している旨の標識を、施設のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

(許可の取消し)

第三十条 知事は、特定動物を飼養する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消すことができる。

- 一 第二十五条第四項(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、許可に付した条件に違反した場合
- 二 第二十七条各号に掲げる許可の要件を満たさなくなつた場合
- 三 第二十八条の規定に違反して、特定動物を施設の外へ出した場合

(特定動物の個体登録)

第三十一条 第二十五条第一項の許可を受けた者は、当該施設において特定動物を飼養し始めた日から起算して十日以内に、当該動物の個体ごとに知事の登録を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 既に登録してある動物を購入する等により飼養する場合
 - 二 食用に供する目的で、まむし等のへび類を飼養する場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、規則で定める場合
- 2 前項の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名
 - 二 第二十五条第一項の許可の年月日及び許可番号
 - 三 動物の種類
 - 四 動物の入手方法
 - 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 知事は、前項の登録の申請があつたときは、登録を行い、その動物の飼養者に特定動物個体登録証を交付しなければならない。
- 4 第二十五条第一項の許可を受け、かつ、既に登録してある動物を購入する等により飼養する者は、当該施設で動物を飼養し始めた日から十日以内に、その旨を当該動物の特定動物個体登録証を添えて知事に届け出なければならない。
- 5 第三項の登録を受けた者又は第一項第一号により特定動物を飼養する者は、特定動物個体登録証を破り、汚し、又は失つたときは、特定動物個体登録証の再交付を知事に申請しなければならない。

- 6 第三項の登録を受けた者又は第一項第一号により特定動物を飼養する者は、前項の規定により特定動物個体登録証を再交付された後、失った特定動物個体登録証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

(特定動物個体登録証の管理)

第三十二条 登録された動物を飼養する者は、当該動物との照合ができるように当該特定動物個体登録証を管理しておかなければならない。

(登録変更の届出)

第三十三条 登録された動物を飼養する者は、当該動物が死亡したとき又は当該動物の所在地が都外になったときは、その日から十日以内にその旨を当該動物の特定動物個体登録証を添えて知事に届け出なければならない。

- 2 登録された動物を飼養する者は、第三十一条第二項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、その日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第五章 動物の引取り、収容等

(犬又はねこの引取り)

第三十四条 知事は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められた場合において、当該所有者が継続して飼養することができないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、これを引き取るものとする。

- 2 知事は、前項の規定により犬又はねこを引き取るときは、日時、場所その他これを引き取るために必要な指示をすることができる。
- 3 知事は、所有者の判明しない犬又はねこの引取りを、その捨得者から求められた場合において、当該犬又はねこを引き取ることがやむを得ないと認めるときは、これを引き取るものとする。

(犬の収容)

第三十五条 知事は、飼い主が第九条第一号の規定に違反したため、逸走している犬があるときは、その職員をしてこれを収容させることができる。

- 2 職員は、収容しようとしている犬がその飼い主又はその他の者の土地、建物、船舶又は車両内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。

(負傷した犬、ねこ等の収容等)

第三十六条 知事は、道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、又は負傷している犬、ねこ又は規則で定める動物(以下「犬、ねこ等」という。)を発見した者から通報があつた場合において、その所有者が判明しないときは、これを収容するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により犬、ねこ等を収容したときは、治療その他必要な措置を講ずるものとする。

(公示等)

第三十七条 知事は、所有者の判明しない犬、ねこ等を引き取り、又は収容したときは、当該動物の種類、収容等の日時、場所その他必要な事項を二日間公示するものとする。

- 2 知事は、第三十五条第一項の規定により収容した犬の所有者が判明しているときは、その所有者に対し、通知を受けた日から二日以内にこれを引き取るべき旨を通知するものとする。
- 3 知事は、所有者が第一項の公示期間満了の後二日以内に当該動物を引き取らないとき、及び所有者が前項の通知到達後二日以内に当該犬を引き取らないときは、これを処分することができる。

(譲渡)

第三十八条 知事は、第三十四条第一項及び第三項、第三十五条第一項並びに第三十六条第一項の規定により引き取り、又は収容した犬、ねこ等を、その飼養を希望する者で、適正に飼養できると認めるものに譲渡することができる。

- 2 前項の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、その旨を知事に申し出なければならない。

(野犬の駆除)

第三十九条 知事は、野犬(飼い主のいない犬をいう。以下同じ。)が人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又は侵害するおそれのある場合で、通常の方法によつては収容することが著しく困難であると認めるときは、一定の区域及び

期間を定め、薬物等を使用して、これを駆除することができる。

- 2 知事は、前項の規定により野犬を駆除しようとするときは、当該区域及びその付近の住民に対して、あらかじめ、その旨を周知させるものとする。

(人と動物との共通感染症の調査等)

第四十条 知事は、人と動物との共通感染症に関し、調査及び研究を行うとともに、その防疫措置について必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

第六章 緊急時の措置等

(緊急時の措置)

第四十一条 飼い主は、その飼養する特定動物等が逸走したときは、直ちに、知事及び警察官にその旨を通報するとともに、当該特定動物等を捕獲するなど、人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

- 2 知事は、前項の通報があつた場合又は飼い主が直ちに判明しない特定動物等が逸走した場合で、人の生命、身体又は財産に対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、その職員をして、当該特定動物等を捕獲し、又は殺処分させることができる。

(事故発生時の措置)

第四十二条 飼い主は、その飼養する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生の時から二十四時間以内に、知事に届け出なければならない。

- 2 犬の飼い主は、その犬が人をかんだときは、事故発生の時から四十八時間以内に、その犬を狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなければならない。

(措置命令)

第四十三条 知事は、動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、又は侵害するおそれがあると認めるときは、当該動物の飼い主に対し、次の各号に掲げる措置を命ずることができる。

- 一 施設を設置し、又は改善すること。
- 二 動物を施設内で飼養すること。
- 三 動物に口輪をつけること。
- 四 動物を殺処分すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、必要な措置

(報告及び検査等)

第四十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他関係人から必要な報告を求め、又はその職員に施設その他動物の飼養に係る場所(人の住居を除く。)に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、又は調査させることができる。

第七章 雑則

(動物監視員)

第四十五条 知事は、第三十五条の規定による犬の収容、前条の規定による立入検査又は調査その他の動物の愛護及び管理に関する監視及び指導を行わせるため、動物監視員を置く。

- 2 動物監視員は、職員のうちから獣医師等動物の適正な飼養に関し専門的な知識を有する者をもつて充てる。
- 3 前項に定めるもののほか、動物監視員の資格その他動物監視員に関し必要な事項は、規則でこれを定める。
- 4 動物監視員は、第一項に規定する犬の収容及び立入検査又は調査を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(動物愛護推進員)

第四十六条 知事は、動物の愛護及び適正な飼養の推進について熱意と識見を有する都民のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

- 2 前項の動物愛護推進員は、法第二十一条第一項に規定する動物愛護推進員とする。
- 3 動物愛護推進員は、法第二十一条第二項に掲げるもののほか、次に掲げる活動を行う。

- 一 飼い主になるうとする者に対し、その求めに応じて、飼養の目的、環境等に適した動物の選び方に関する必要な助言をすること。
- 二 飼い主に対し、その求めに応じて、動物の適正な飼養方法に関する必要な助言をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定めること。

(動物愛護管理審議会)

第四十七条 動物の愛護及び管理に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて調査及び審議を行わせるため、知事の附属機関として、東京都動物愛護管理審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、二十人以内の委員で組織する。
- 3 前項の委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前各項に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(手数料等)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める額の範囲内で、規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第十一条第一項の規定により登録を申請する者
動物取扱業登録申請手数料 一件につき 四千八百円
- 二 第十二条第三項の規定により書換えを申請する者
動物取扱業登録証書換申請手数料 一件につき 四千円
- 三 第十二条第四項の規定により再交付を申請する者
動物取扱業登録証再交付申請手数料 一件につき 二千八百円
- 四 第二十一条第一項の規定により交付を申請する者
動物取扱主任者証交付申請手数料 一件につき 四千円
- 五 第二十一条第五項の規定により書換えを申請する者
動物取扱主任者証書換申請手数料 一件につき 千四百円
- 六 第二十一条第六項の規定により再交付を申請する者
動物取扱主任者証再交付申請手数料 一件につき 二千六百円
- 七 第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定により許可を申請する者
特定動物飼養又は変更許可申請手数料 一件につき 五万一千円
- 八 第三十一条第一項の規定により登録を申請する者
特定動物個体登録申請手数料 一件につき 三千円
- 九 第三十一条第五項の規定により再交付を申請する者
特定動物個体登録証再交付申請手数料 二千二百円
- 十 第三十四条第一項の規定により引取りを求める者
引取り手数料 一頭又は一匹につき 五千八百円
- 2 第三十四条第三項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定により知事が引き取り、又は収容した動物の返還を求める飼い主は、規則で定めるところにより、当該動物の飼養等に要した費用を納付しなければならない。
- 3 知事は、特別の理由があると認めるときは、第一項の手数料又は前項の飼養等に要した費用を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第四十九条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第八章 罰則

(罰則)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十五条第一項の規定に違反して、知事の許可を受けずに特定動物を飼養した者
- 二 第四十三条の規定により命ぜられた同条第四号の措置を行わなかった者

第五十一条 第二十四条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項の規定に違反して、知事の登録を受けないで動物取扱業を営んだ者又は虚偽の申請をして同項の登録を受けた者
- 二 第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第四十四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による立入検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項の規定に違反して、知事の許可を受けないで第二十五条第二項第三号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更した(第三号にあつては、数を増加した場合に限る。)者
- 二 第三十一条第一項の規定による特定動物の個体の登録を行わなかつた者
- 三 第四十一条第一項の規定による通報をしなかつた者
- 四 第四十二条第二項の規定に違反して、犬を獣医師に検診させなかつた者
- 五 第四十三条の規定により命ぜられた同条第一号、第二号又は第三号の措置を行わなかつた者

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、拘留又は科料に処する。

- 一 第九条第一号の規定に違反して、犬を飼養した者
- 二 第二十八条の規定に違反して、特定動物を施設の外へ出した者
- 三 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(両罰規定)

第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第五十六条 第十四条第二項又は第十六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

平成 14 年 5 月 28 日
環境省告示 第 37 号

第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)、は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情を持って家庭動物等を取り扱うとともに、家庭動物等を終生飼養するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないよう責任をもって飼養及び保管に努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。
- (3) 管理者 情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。

第3 飼養及び保管に当たっての配慮

- 1 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該動物の生態、習性及び生理に関する知識の修得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家庭構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。
- 2 特に、家畜化された動物ではない野生動物等については、一般にその飼養及び保管のためには当該動物の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡が難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等を、その飼養に先立ち慎重に検討すべきであること。さらに、こうした動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入された場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚する必要があること。

第4 共通基準

1 所有の明示

家庭動物等の所有者は、その責任の所在を明らかにし、逸走した家庭動物等の発見を容易にするため、名札、脚環、マイクロチップ等を装着するなど、動物の種類を考慮して、容易に脱落又は消失しない適切な方法により、その所有する家庭動物等が自己の所有であることを明らかにするための措置を講じるよう努めること。

2 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等に必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講ぜられるようにすること。
- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設(以下「飼養施設」という。)を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

3 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないよう努めること。
- (2) 所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生昆虫等の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

4 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

5 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保及び適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講ずること。

6 動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全並びに動物による事故の防止に努めること。

- (1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。
- (2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。
- (3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な喚起の実施等に留意すること。

7 動物に起因する感染症の疾病に係る知識の修得等

- (1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等に起因する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなど、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。
- (2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排泄物を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

8 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに捜索し捕獲すること。

- (1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。
- (2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。

9 危害防止

所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

- (1) 飼養施設は、動物が脱出できない構造とすること。
- (2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
- (3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある動物の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。
- (4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施設の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。
- (5) 捕獲等のための機材を常備し、当該機材については常に使用可能な状態で整備しておくこと。
- (6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講ずること。

10 緊急時対策

所有者等は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、移動用の容器、非常食の準備等、非難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

第5 犬の飼養及び保管に関する基準

- 1 犬の所有者等は、さく等で囲まれた事故の所有地、屋内その他の人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。
- 2 犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意すること。
- 3 犬の所有者等は、適当な時期に、飼養目的等に応じ、人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること。
- 4 犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守するよう努めること。
 - (1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。
 - (2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。
 - (3) 運動が場所、時刻等に十分配慮すること。
- 5 犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することができる者に当該犬を譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第18条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。)に引取りを求めること。
- 6 犬の所有者は、子犬の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。
また、譲渡を受けるものに対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第6 ねこの飼養及び保管に関する基準

- 1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないように努めること。
- 2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康と安全の保持の観点から、屋内飼養に努めるものとし、屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染、不慮の事故防止等ねこの健康と安全の保持に十分配慮を行うこと。
- 3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することができるものに当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見出すことができない場合に限り、都道府県等に引取りを求めること。
- 5 ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受けるものに対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第7 学校、飼養施設等における飼養及び保管

- 1 管理者は、動物と飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること。
- 2 管理者は、飼養及び保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないよう、その予防のための措置を講じるよう努めること。

第8 その他

所有者等は、動物の逸走、放し飼いや等により、野生動物の捕食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じることがないよう十分な配慮を行うこと。

第9 準用

家庭動物等に該当しない犬又はねこについては、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

狂犬病予防法

昭和25年8月26日
法律第247号

最終改正 平成11年12月22日法律第160号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この法律は、次に掲げる動物の狂犬病に限りこれを適用する。ただし、第二号に掲げる動物の狂犬病については、この法律の規定中第七条から第九条まで、第十一条、第十二条及び第十四条の規定並びにこれらの規定に係る第四章及び第五章の規定に限りこれを適用する。

一 犬

二 猫その他の動物(牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及びあひる(次項において「牛等」という。)を除く。)であつて、狂犬病を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるもの

2 犬及び牛等以外の動物について狂犬病が発生して公衆衛生に重大な影響があると認められるときは、政令で、動物の種類、期間及び地域を指定してこの法律の一部(前項第二号に掲げる動物の狂犬病については、同項ただし書に規定する規定を除く。次項において同じ。)を準用することができる。この場合において、その期間は、一年を超えることができない。

3 都道府県知事は、当該都道府県内の地域について、前項の規定によりこの法律の一部を準用する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(狂犬病予防員)

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員(以下「予防員」という。)を任命しなければならない。

2 予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めにより、これを呈示しなければならない。

第二章 通常措置

(登録)

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地)を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

(予防注射)

第五条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

(抑留)

第六条 予防員は、第四条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第五条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めるときは、これを抑留しなければならない。

2 予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

3 予防員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。但し、その場所の看守者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。

4 何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならない。

5 第三項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんだ犬である場合を除き、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。

6 第二項の捕獲人が犬の捕獲に従事するときは、第三条第二項の規定を準用する。

7 予防員は、第一項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知っているものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについてはその犬を捕獲した場所を管轄する市町村長にその旨を通知しなければならない。

8 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を二日間公示しなければならない。

9 第七項の通知を受け取った後又は前項の公示期間満了の後一日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員は、政令の定めるところにより、これを処分することができる。但し、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取ることができない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

10 前項の場合において、都道府県は、その処分によつて損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

(輸出入検査)

第七条 何人も、検査を受けた犬等(犬又は第二条第一項第二号に掲げる動物をいう。以下同じ。)でなければ輸出し、又は輸入してはならない。

2 前項の検査に関する事務は、農林水産大臣の所管とし、その検査に関する事項は、農林水産省令でこれを定める。

第三章 狂犬病発生時の措置

(届出義務)

第八条 狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかった疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等については、これを診断し、又はその死体を検案した獣医師は、厚生労働省令の定めるところにより、直ちに、その犬等の所在地を管轄する保健所長にその旨を届け出なければならない。ただし、獣医師の診断又は検案を受けない場合においては、その犬等の所有者がこれをしなければならない。

2 保健所長は、前項の届出があつたときは、政令の定めるところにより、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の報告を受けたときは、厚生労働大臣に報告し、且つ、隣接都道府県知事に通報しなければならない。

(隔離義務)

第九条 前条第一項の犬等を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その犬等を隔離しなければならない。ただし、人命に危険があつて緊急やむを得ないときは、殺すことを妨げない。

2 予防員は、前項の隔離について必要な指示をすることができる。

(公示及びけい留命令等)

第十条 都道府県知事は、狂犬病(狂犬病の疑似症を含む。以下この章から第五章まで同じ。)が発生したと認めるとき

は、直ちに、その旨を公示し、区域及び期間を定めて、その区域内のすべての犬に口輪をかけ、又はこれをけい留することを命じなければならない。

(殺害禁止)

第十一条 第九条第一項の規定により隔離された犬等は、予防員の許可を受けなければこれを殺してはならない。

(死体の引渡し)

第十二条 第八条第一項に規定する犬等が死んだ場合には、その所有者は、その死体を検査又は解剖のため予防員に引き渡さなければならない。ただし、予防員が許可した場合又はその引取りを必要としない場合は、この限りでない。

(検診及び予防注射)

第十三条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において、そのまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて予防員をして犬の一せい検診をさせ、又は臨時の予防注射を行わせることができる。

(病性鑑定のための措置)

第十四条 予防員は、政令の定めるところにより、病性鑑定のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、犬等の死体を解剖し、又は解剖のため狂犬病にかかった犬等を殺すことができる。

2 前項の場合においては、第六条第十項の規定を準用する。

(移動の制限)

第十五条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて、犬又はその死体の当該都道府県の区域内における移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。

(交通のしや断又は制限)

第十六条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において緊急の必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、期間を定めて、狂犬病にかかった犬の所在の場所及びその附近の交通をしや断し、又は制限することができる。但し、その期間は、七十二時間をこえることができない。

(集合施設の禁止)

第十七条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、犬の展覧会その他の集合施設の禁止を命ずることができる。

(けい留されていない犬の抑留)

第十八条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が発せられているにかかわらずけい留されていない犬を抑留させることができる。

2 前項の場合には、第六条第二項から第十項までの規定を準用する。

(けい留されていない犬の薬殺)

第十八条の二 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要がある場合において、前条第一項の規定による抑留を行うについて著しく困難な事情があると認めるときは、区域及び期間を定めて、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が発せられているにかかわらずけい留されていない犬を薬殺させることができる。この場合において、都道府県知事は、人又は他の家畜に被害を及ぼさないように、当該区域内及びその近傍の住民に対して、けい留されていない犬を薬殺する旨を周知させなければならない。

2 前項の規定による薬殺及び住民に対する周知の方法は、政令で定める。

(厚生労働大臣の指示)

第十九条 厚生労働大臣は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要があると認めるときは、地域及び期間を限り、都道府県知事に第十三条及び第十五条から前条までの規定による措置の実施を指示することができる。

第四章 補則

(公務員等の協力)

第二十条 公衆衛生又は治安維持の職務にたずさわる公務員及び獣医師は、狂犬病予防のため、予防員から協力を求められたときは、これを拒んではならない。

(抑留所の設置)

第二十一条 都道府県知事は、第六条及び第十八条の規定により抑留した犬を収容するため、当該都道府県内に犬の抑留所を設け、予防員にこれを管理させなければならない。

第二十二条 削除

(費用負担区分)

第二十三条 この法律の規定の実施に要する費用は、次に掲げるものを除き、都道府県の負担とする。

第一 国の負担する費用

第七条の規定による輸出入検疫に要する費用(輸出入検疫中の犬等の飼養管理費を除く。)

第二 犬等の所有者の負担する費用

一 第四条の規定による登録の手續に要する費用

二 第五条及び第十三条の規定による犬の予防注射の費用

三 第六条及び第十八条の規定による犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用

四 第七条の規定による輸出入検疫中の犬等の飼養管理費

五 第八条の規定による届出に要する費用

六 第九条の規定による隔離及び指示により行つた処置に要した費用

(処分等の行為の承継人に対する効力)

第二十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分及び手續その他の行為は、当該行為の目的である犬等について所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、またその効力を有する。

(政令で定める市又は特別区)

第二十五条 この法律中「都道府県」又は「都道府県知事」とあるのは、地域保健法(昭和二十二年法律第一〇号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市については、「市」若しくは「市長」又は「区」若しくは「区長」と読み替えるものとする。ただし、第八条第二項及び第三項並びに第二十五条の三第一項の規定については、この限りでない。

(再審査請求)

第二十五条の二 前条の規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が行う処分(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(次条において「第一号法定受託事務」という。)に係るものに限る。)についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第二十五条の三 第二条第三項、第八条、第九条第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項、第七項及び第九項並びに第十八条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2 第二条第三項、第八条第一項及び第二項、第九条第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項及び第七項から第九項まで並びに第十八条の二第一項の規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

3 第十八条第二項において準用する第六条第七項及び第八項の規定により市町村(地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。)が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第五章 罰則

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反して検疫を受けない犬等(第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む、

以下この条及び次条において同じ。)を輸出し、又は輸入した者

二 第八条第一項の規定に違反して犬等についての届出をしなかつた者

三 第九条第一項の規定に違反して犬等を隔離しなかつた者

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反して犬(第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む、以下この条におい

- て同じ。)の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者
- 二 第五条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかつた者
 - 三 第九条第二項に規定する犬等の隔離についての指示に従わなかつた者
 - 四 第十条に規定する犬に口輪をかけ、又はこれをけい留する命令に従わなかつた者
 - 五 第十一条の規定に違反して犬等を殺した者
 - 六 第十二条の規定に違反して犬等の死体を引き渡さなかつた者
 - 七 第十三条に規定する犬の検診又は予防注射を受けさせなかつた者
 - 八 第十五条に規定する犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限に従わなかつた者
 - 九 第十六条に規定する犬の狂犬病のための交通のしや断又は制限に従わなかつた者
 - 十 第十七条に規定する犬の集合施設の禁止の命令に従わなかつた者
- 第二十八条 第十八条第二項において準用する第六条第四項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

化製場等に関する法律(抄)

昭和23年7月12日
法律第140号

最終改正 平成14年3月30日法律第4号

(動物の飼養又は収容の許可)

- 第九条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えなければならない。
- 3 第一項の区域が指定され、又は当該区域、動物の種類若しくは種類ごとの動物の数が変更された際に動物を飼養し、又は収容するための施設で、当該動物を飼養し、又は収容している者であつて、当該指定又は変更により同項の許可を受けなければならないこととなる者は、当該指定又は変更の日から起算して二月間は、同項の規定にかかわらず、引き続きその施設で当該動物を飼養し、又は収容することができる。
- 4 前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内に、動物の種類及び数、施設の構造設備の概要その他都道府県の条例で定める事項をその施設の所在地の都道府県知事に対し届け出たときは、その者は、第一項の許可を受けたものとみなす。
- 5 第五条から第七条までの規定は、第一項に規定する区域内において同項の政令で定める種類の動物を当該動物の種類ごとに同項の規定に基づく条例で定める数以上に飼養し、又は収容するための施設について準用する。この場合において、第六条の二中「第四条の規定に基づく政令で定める基準」とあるのは「第九条第二項の規定に基づく政令で定める基準」と、第七条中「第三条第一項の許可」とあるのは「第九条第一項の許可」と読み替えるものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、家畜市場その他政令で定める施設には、適用しない。

(罰則)

第十条 次の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項(第八条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第七条(第八条及び前条第五項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- 三 前条第一項の規定に違反した者

(両罰規定)

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金又は科料を科する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)

平成10年10月2日

法律第114号

最終改正 平成16年12月1日法律第150号

(目的)

第一条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(獣医師等の責務)

第五条の二 獣医師その他の獣医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めなければならない。

2 動物等取扱業者(動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう。)は、その輸入し、保管し、貸出しを行い、販売し、又は展示する動物又はその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物又はその死体の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2 この法律において「一類感染症」とは、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)、痘そう、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱をいう。

3 この法律において「二類感染症」とは、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフスをいう。

4 この法律において「三類感染症」とは、腸管出血性大腸菌感染症をいう。

5 この法律において「四類感染症」とは、E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、マalariaその他の既に知られている感染性の疾病であつて、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

第6項から第14項まで(略)

(獣医師の届出)

第十三条 獣医師は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物について、当該動物が当該感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに、当該動物の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下この条において同じ。)の氏名その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の政令で定める動物の所有者は、獣医師の診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めるときは、同項の規定による届出を行わなければならない。

3 前二項の規定による届出を受けた都道府県知事は、直ちに、当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、その管轄する区域外において飼育されていた動物について第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、当該動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

5 第一項及び前二項の規定は獣医師が第一項の政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっていた疑いがあると検案した場合について、前三項の規定は所有者が第一項の政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっていた疑いがあると認められた場合について準用する。